

第二十八回国会 衆議院 商工委員会議録第十八号

昭和三十三年三月十八日(火曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事 阿左美廣治君 理事内田 常雄君

理事 笹本 一雄君 理事 加藤 清二君

大倉 三郎君 川野 芳滿君

神田 博君 齋藤 憲三君

櫻内 善雄君 福田 篤泰君

南 好雄君 村上 勇君

横井 太郎君 山手 滿男君

佐々木良作君 佐竹 新市君

田中 武夫君 田中 利勝君

帆足 計君

出席國務大臣 前尾繁三郎君

出席政府委員 小笠 公嗣君

通商産業政務次官 齋藤 正年君

通商産業事務官(大臣官房長) 松尾泰一郎君

通商産業事務官(通商局長) 村田 恒君

通商産業事務官(石炭局長) 小出 榮一君

通商産業事務官(公営事業局長) 川上 爲治君

中小企業庁長官 八木 昇君

委員外の出席者 議員 越田 清七君

専門員 八木 昇君

三月十四日

委員上林與市郎君及び多賀谷貞慈君  
辭任につき、その補欠として鈴木義  
男君及び福田昌子君が議長の指名で  
委員に選任された。

三月十四日

輸出保険法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第六七号)(参議院送付)

同日

特許審査の迅速化に関する請願(平  
野三郎君紹介)(第一九六七号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

本日の会議に付した案件

日本貿易振興会法案(内閣提出第八  
八号)

電気事業に関する件

○小平委員長 これより会議を開きま  
す。まず日本貿易振興会法案を議題と  
し、審査を進めます。

質疑を継続いたします。笹本一雄  
君。

○笹本委員 たいま審議が行われて  
おります。日本貿易振興会法案につい  
て、先日、通産大臣より説明を拝聴い  
たしましたが、その御説明の要点は、

第一には、貿易振興事業を強力に実施  
する中核機関として、従来のジェトロ  
を、特殊法人に改組して日本貿易振興  
会を設立し、その行方事業を大幅に拡  
充強化する。第二には、中小企業が、

わが国貿易に大きな比重を占めている  
にもかかわらず、経済的負担能力が乏し  
くて、十分な海外活動ができない実情  
である。振興会は、その中小企業の貿  
易振興に、特に重点を置いて事業を運  
営していく。この二点であったと、私は

理解するのであります。そして、この  
二点においては、私も、もちろん同感  
であるのであります。ところで、貿易  
振興に同感であるだけに、私は、その  
論旨やねらいのみが正しく、その実が  
これに伴わないのではないかと危惧不  
安の念を禁ずることができないのであ  
ります。

それはどういふ点かと申し上げますと、  
まず予算の面からであります。すなわ  
ち、明三十三年度の貿易振興関係予算  
には、日本貿易振興会に対する出資金  
二十億圓を除けば、国庫補助金等が十  
億圓余り、総額で二十億圓足らずであ  
ります。これを前年度に比べてみます  
と、補助金等が三億圓余り、総額で六  
億圓余りの増となっております。いま  
すが、三十二年度が、前年度に比べ  
て、どの程度の増かを見ますと、補助  
金等が二億圓、総額で五億圓でありま  
すから、前に申しました出資金を除け  
ば、明三十三年度の予算増も、正しく  
申せば、ます例年並みといえるのであ  
ります。こんな程度の予算増では、さき  
に大臣の御説明になった事業を、大幅  
に拡充強化するといふことが、果して  
できるものでありましようか、はなは  
だ危惧にたえないのであります。

次には、中小企業の貿易振興に、特  
に重点を置いて説明がありました。特  
に重点を置いて説明がありました。明  
年度の貿易振興所二カ所増設その他  
の計画があるようでありますが、総予  
算中、業者負担が七億圓近くを占めて  
いるのであります。これは、前年度よ  
り約二億五千万圓の増であります。言  
いかえれば、予算の増のうち、半額近

くは業者の負担となっております。こ  
の負担増が、中小企業にとって重荷に  
ならないものかどうか、不安に思ふ次  
第であります。

第三は、改組ジェトロに対する政府  
の監督についてであります。すなわ  
ち、法案第二十二條の業務の方法、第  
二十四條の事業計画、資金計画及び取  
支予算、第二十七條の借入金、第二十  
九條の財産の処分、これらについての  
通産大臣の認可並びに第三十四條によ  
る大蔵大臣との協議の規定等につい  
て、私はきわめて強い不満を抱かざる  
を得ないのであります。何となれば、  
これらの諸規定は、政府金融機関、たと  
えば、中小企業金融公庫に対する監督  
規定と、ほとんど同じであります。こ  
のようなわずらわしく、しちめんど  
りな規定で、がんじがらめにからめ  
て、それこそ生き馬の目を抜くような  
迅速的確さを必要とする激しい国際貿  
易戦に伍して、果してわが国の貿易振  
興という目的と機能とを果し得るもの  
であるかどうか、疑わざるを得ないの  
であります。

元来、貿易振興といふことは、はげ  
しい国際戦に勝つて、初めて期し得ら  
れるものであります。もとにも、また今  
日わが国の経済にとって、貿易振興  
なるものは絶対に必要な重要政策であ  
ります。それなればこそ、政府におか  
れても、その政策の一つとして、日本  
貿易振興会法案を提出され、通産大臣  
また熱心に本法案の説明をされたので  
あります。以上、私が危惧不安の  
念を抱く点として指摘したような態

勢、いわば窮乏な低い姿勢に閉じこめ  
ておいて、果して御説明にあったよう  
な所期の目的を達し得られるとお考え  
でありましようか、私は、ここに強い  
不満と疑念を抱く次第であります。

ただし、法律案の条文は、これを弾力  
的に運用すれば、貿易振興の所期の目  
的を達成できるものと思ふのでありま  
すが、この点は、くれぐれも念頭に置  
かれて、法律運用に支障なきようにお  
願いしたいのであります。

以上申し上げました諸点について、  
政府の所信、大臣の御答弁をわすらわ  
したいと思ひます。

○前尾國務大臣 御質問の第一点は、  
出資はなるほど二十億やうだが、その  
他の予算はそれよりふえておらぬといふ  
こと、それだけの仕事をやれるかどう  
かという御質問だと思ひます。二十億  
の出資またそれによる利息といふもの  
は、ふえて参っておりますが、二十億  
の出資は、要するに、安定性を持つ  
て、しかもまた、国がそれに本腰を入  
れてやるのだという面が強いと思ひま  
す。また御承知のように、率直に言ひ  
ますと、人を派遣いたしますにいたし  
ましても、また事業をやるにいたしま  
しても、本年は初年度という格好に  
なつて参りますので、実際は、たゞ  
まわれわれの二十億の出資以外にとり  
ました予算につきましても、従来より  
も、倍という強過ぎるかも知れませ  
んが、倍に近い仕事をやらなければ  
ならぬ、こゝろが、こゝろが、こゝろが  
従つて、いろいろ計算いたしてござ  
います。ただいまわれわれの考えてござ  
ります。

すことで計算いたしましたも、これ以上、これは多々ますます弁すでありませんが、民間の方の協力も、もちろん得なければ、むしろ民間の方が全然負担されないという事になると、逆に熱が入らぬという面もありまして、それらのことを考えて参りますと、これ以上の予算をとりましても、果してそれだけの仕事ができるかどうかという懸念もあるくらいであります。もちろん、これは多々ますます弁すでありまして、十分とは言えませんが、しかし、飛躍的に事業を拡張いたすとしても、この辺で十分まかなえるのじゃないかということでありまして、ジェットロの収支予算も増しておりますように、昨年十二億のものが、二十億の仕事をやらなければならぬ、こういうことになっております。初年度の経費を非常に多く含んでおりますので、これで曲りなりにも御期待の仕事がやれるのではないか、かように考えておるのであります。

次に、輸出は中小企業者の負担にならないかという点だと思っております。ジェットロは、御承知のように、自然発生的には、中小企業者の海外宣伝あるいは見本市参加というよりな面から出発して参りましたので、本来の趣旨は、依然として消えておるわけではないのであります。ただ、国が非常に力を入れておられますことによりまして、これはいろいろ仄聞しておるところであります。業者の方々も、大いに負担を増してやろうではないかというふうなことが、あの収支予算を出しました以後におきましても、言われておられます。と申しますのは、騒動連とか大会社の筋でも、そういうふう

を尊重して大いにやっていたところ、こういうつもりでありまして、すでに大蔵省とも、いろいろ話し合いなすり、許可の態度についての協議も終つておりますので、これが自主的に、また弾力的に運用していただくことにつきまして、支障の起らないよう、十分配慮しておるつもりであります。

われておるのであります。私は、中小企業者の負担を増して事業を拡張していくというよりは、極力大企業者の方々に御負担を願つて、と申しまして、何も中小企業者の育成と輸出の振興という本来の使命を忘れたわけではないのであります。しかし、その両方、相互に、やはり海外宣伝というよりな面、あるいは輸入制限に対するPRの問題、これは全く共通した面が多いわけでありまして。従つて、大企業者の方々に、従来以上に負担していただきますことは、私は当然だと思つておるのであります。それにつきまして、中小企業者の負担を増すというよりな無理な考えは、全然持つておりませんし、やつてはならぬことだ、かように考えておるのであります。

第三点の、いろいろ許可の事項が多くて、弾力的な活動ができぬじゃないか、こういう御質問であります。これは、前から申し上げておられますように、一応の各特殊法人に対する許可事項は、すべて掲げておるのであります。ただ、これは、乱に流れてはならぬという意味合いにおきまして、認可事項にいたしておるのであります。われわれとしまして、この運用は、もろすでに大蔵省とも、できるだけ包括的に許可をいたしておきます。そして特殊法人にいたしたものは、自主性を持つてどんどん活動ができる。また信用のあるものにしておきましたら、われわれも、そんな微に入り細にわたつて干渉する必要はないのだ、こういう趣旨で、特殊法人にいたしておられますので、それに対する考え方は、そういうふうな趣旨で円滑に許可をしていき、あまり干渉せずに、自主性

を尊重して大いにやっていたところ、こういうつもりでありまして、すでに大蔵省とも、いろいろ話し合いなすり、許可の態度についての協議も終つておりますので、これが自主的に、また弾力的に運用していただくことにつきまして、支障の起らないよう、十分配慮しておるつもりであります。

○基本委員 懇切な答弁をちょうだいいたしました。私は、これに関連して、貿易振興の中軸機関としての日本貿易振興会に、非常な期待を抱くことも、さらに一歩進めまして、私の希望なり注文なりを申し述べたいと思つておられますが、以下私が述べますことが杞憂にすぎなければ、まことに幸いであるのであります。

まず、基本的な問題から、ジェットロを考へてみようとするものであります。が、そもそも、このジェットロは、何がゆえに改組強化されるかということでありまして。通産大臣の御説明にあつたように、その事業を大幅に拡充強化するとともに、特に中小企業の貿易振興に重点を置く必要が確認されたからであります。では、ジェットロは、過去においてどういふ事業の実績を上げたかと申せば、相当以上の活動も、成果も上げてきているものと思つておられます。各国市場の調査とか、開拓とか、国際見本市の開催など、その他活動成果には、見るべきものがあるのではありません。しかしながら、このジェットロの名を知り、その業績を知る者は、国内においては、一部の者を除いては、ほとんどないのであります。それは、ほとんどないものであります。それはなぜかといふと、ジェットロが海外市場の情報を流したの、利用者、

負担者のみに限られていたからで、一般国内へのPR活動は、ほとんどなされていなかったからであります。従つて、一部の貿易業者を除いて、ジェットロは、一般国民にとっては、無縁の存在であり、むしろ正確に言えば、ジェットロなるものを知るものは、全く少いという状態でありまして。今回、このジェットロを特殊法人に改組強化して、新しく日本貿易振興会として発足する以上、当然ジェットロの悪い面を踏んでおられないのであります。すなわち、予算の面で縛つてその活動を束縛したり、PR活動をないがしろにしたり、一部少数者のために貿易振興会があつたりしては、改組強化、新発足の意義がないのであります。貿易振興中軸機関の名と実をあげるためには、十分な予算を必要とすることは申すまでもありません。現実の国家予算事情が、十分な予算を許さぬとして、その場合、予算の運用を満達、迅速ならしめる必要があるのであります。海外に調査員を派遣したり、今お話がありました。貿易振興所その他必要機関を設置したり、あるいは新聞とか、雑誌とか、ラジオ、テレビ等を利用する一般国民へのPR活動や、あるいは海外市場の情報や実情の紹介広報など、さらに、日本商品の展示、宣伝、啓蒙などのために、映画の作製、広報印刷物の発刊等、機敏にして有効適切な事業活動を行うに当り、前述のようなわずらわしい種々の規制、制肘、拘束をされはならないのであります。ましてや、他の省の協議あるいは承認を必要とするような愚かなことを取りきめては、とうてい十分にして活発な事業活動は期し得られないのであります。何を

するにも、予算々々で縛られてはならないことは、当然であります。弾力的な運営を行うためには、予算及び事業が、民間の創意工夫を取り入れ、実施される必要があります。この点は、この法案にある運営審議会の活用を期待している次第であります。必要なれば十分に使える予算が、最も望ましいのであります。せめて二十億円なり、三十億円なりの予算を通産大臣が握つて、その責任と権限において自由に使えるようにいたしたいのであります。が、なかなかそうはいかない。しかし、よしんば三十億円を使ひ切つたとしても、その業績、効果が百億、二百億、三百億なりという点において利益が返つてくれば、それだけ貿易振興の実をおさめることになるわけでありまして。この際、通産大臣におかれても、勇躍英断をもつて、百尺竿頭一歩を進めて、わが国際貿易振興のために、この日本貿易振興会をして、真の名実を兼ね備えて強力なるものとされるよう、私は深く期待しておるのであります。以上のことは、今、大臣の答弁の中にもありましたが、重ねてこの点について、大臣の所信を伺いたいと思つておられます。

○前尾国務大臣 先ほど申し上げなかつた点の一つ……

実は、十分理由のあることだと思つておられます。従来は、御承知のように、大阪が本部になっておりました。しかし、私は、やはり本部は東京に置くべきものだ。そして大阪も、支部にはなりまして、従来以上に働いていただく。と申しますのは、全国的な連絡をとりましますには、大阪では、どうも不便な点があると思つておられます。ジェットロの国

内活動という面におきましては、商工会議所の組織を使いなり、また商工会の方々に連絡をとるということが、特に必要でありまして、この点が、今まで欠けておたではないかと考えておるのであります。今後は、東京に本部を置きますとともに、われわれも協力いたしまして、あらゆる組織を通じて全国的な活動をほかり、国内のPRもやらなければならぬ、かように考えておる次第であります。その点につきましては、御質問の御趣旨に全く同感であります。

ここで、ジェットロが自主的に、そして機動的に、少々金が要りまして、今後はわれわれも協力いたしますし、効果の上るものであれば、民間の協力もさらに得られると思っております、そういう意味合いにおきまして、われわれ従来よりも、はるかに効果の上る活動をさせる決意を持って臨んでおるので、今後ともよろしく御支持を願いたいと思っております。

○笹本委員 貿易振興に対する大臣の熱意のある答弁を聞きまして、非常に力強く感じたのであります。さつき質問の中にもありましたが、さつきをやるのでありますから、それに対する費用は、成果がずつと上れば、何でもないことである。こういう振興会を作る予算について、非常に心配しておた。ところが、今の大臣の答弁によりまして、大蔵省が了解して、スムーズにやれる段階になっているというところでありまして、非常に喜んでおるわけでありまして、私は、そこに危惧の念を持って質問したので、きょう実は大蔵省に出てもらって、その点を追及するつもりであったのですが、今の大臣

のお話によつて、よくわかりましたので、了承いたします。

そこで、委員長に要望したいのであります。今、日本で一番大事なことは、貿易の振興ということでありまして、これは言うまでもありません。これを拡充して、日本経済の発展をはかるという法案であります。さつきの私の質問の中にもありますごとく、貿易は経済の戦いでもあります。これは迅速にやらなければ、時期を失するのでは、こういう法案は、一日も早く上げて実施されるよう、委員長の促進方を要望いたします、私の質問を終わります。

○小平委員長 笹本委員の御要望に對しましては、委員各位の御協力を願つて、ぜひ御趣旨に沿いたいと思つております。

○小平委員長 この際、理事の協議により、電気事業に関する件について調査を進めたいと思つて、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。

電気事業に関する件について調査を進めます。

質疑に入ります。通告がありますので順次これを許します。佐々木良作君。

○佐々木良作委員 私は、一般の通産行政の質問に際しまして、特に電力問題につきまして質問をいたしました。通産大臣と企画庁長官と同席のもと、問題の解明を要求いたしましたけれども、その機を得ずに現在に至つておるわけでありまして、最近に至りまして、特に電力問題について、いろいろ

ろな具体的な動きが見えるようになって参りましたので、恐縮でありますけれども、本日の時間をお借りいたしましたので、従来留保しておりました問題について、緊急に質問いたしたいと思つて、御了承をお願いいたしたいと思つております。

まず第一に、いわゆる電力再々編成問題といわれるもの、現下の電力矛盾を解決するためには、根本的に電気事業の矛盾を洗つて、そして解決しなければならぬということが、昨年の夏以来から、河野経済企画庁長官あたりを中心として述べられて、政府においても、同様な見解らしく、政府の諮問機関のよう形で、七人委員会みたいなことで議論を進められておたことは、御承知の通りであります。この問題について、最近政府は、特に広域運営というので、四月一日から発足するのだという方針を固められたらしく、新聞等で承るのでありますけれども、この問題については、前に私が質問いたしました際にも、七人委員会を中心として行われておるところの議論の中に、根本的な電力矛盾を解決するための討議が本格的に行われていない、根本的な検討が加えられていないということを申し上げました。根本的な解決をするためには、かりに広域運営というよりな形で発足するにしても、何らかの形で検討が進められなければならぬというところが述べられたわけでありまして、企画庁長官も同様な旨の答弁をされたように承つております。それから通産大臣も、似たような見解を言われたように感じておるわけでありまして、まず通産大臣の御所見を承りたいと思つております。

広域運営ということでもって、この再々編成問題にピリオドを打たれるつもりであるかどうか、それが第一点。第二番目には、東北、北陸の料金値上げ問題並びに三湖頭打ちの問題というの、御承知のように、企画庁長官と通産大臣との意見の調整ができません。答弁では適当なことを言われますけれども、実際には正面衝突をされたままに、問題が推移しておるのであります。私は、だいたい前の質問に際しまして問題を留保いたしました際に、政府として一日も早く見解を統一されるようにということを要望したわけでありまして、この見解が統一されて、どういふ措置に御決定に相なりつつあるのか、この問題を二番目にお答えを願いたいと思つております。

そして、最後に三番目に、本日の新聞を見ますと、御承知のように、電気事業界から世銀に対して、融資を要請しておたわけでありまして、この世銀融資に對しまして、新聞の報道によれば、アメリカ大使館を通じて、日本政府の電力政策に疑義があるから、目下交渉中の水力借款を進めたいという旨の話があった。これについて、通産省では検討を進められておるといふことが述べられておるのであります。この世銀当局の見解として述べられたことは、そのまま私がさきに申しましたところの電気事業の根本的な問題を解決するための再々編成問題並びに料金問題を早急に解決しなかつた、早急に検討を進めなかつたことを、はつきりと外国からさきも指摘されたということだと思つて、私が、ここであなたに一生懸命に追及したけれども、とうとう方針を定めず今日に至つたものだから、外国からさきも、こういう問題が指摘されたように私は感ぜざるを得ないのであります。現在、そういう状態はどうなつておるのか。この三点を、また関連して質問いたしますから、簡単に結論だけをお答え願いたいと思つております。

○前屋国務大臣 第一点の、再々編成の問題につきましては、七人委員会の結論として、四月一日から広域運営をやるべし、こういうことではあります。私は、前から申し上げておりますように、手つとり早いところから手をつけたい。それで、広域運営だけで問題が片づくか、片づかぬか、これは今後の運営なり、実際にやってみなければ、わからぬことではあります。しかし、これはすぐ着手のできることでありますから、また電力会社の方々も、そういうふうにお考えであります。それで、とりあえずは、とにかく広域運営をやる。その後におきまして、その状態いかんによつては、さらに進んだ考え方をとつていかなければならないというふうにお考えをしております。ただ、七人委員会あるいは電力会社自身のお考え方だけで、今後の運びをどういふふうにするかということについては、さらにまたいろいろ考えておられますが、その段階ではありませぬ。今後どういふふうに、委員会等を設けるようなことになるかどうかについては、よく慎重に検討して考えてみたいと思つております。

それから、第二の料金問題であります。また企画庁長官の見解は、調整されておられます。しかし、これはもう話をきめて、どうにかして実施する、こういうことになりまして、実

から、外国からさきも、こういう問題が指摘されたように私は感ぜざるを得ないのであります。現在、そういう状態はどうなつておるのか。この三点を、また関連して質問いたしますから、簡単に結論だけをお答え願いたいと思つております。

際申しますと、すでに一応は許可されておるものでありますが、私としては、発表された通りにいきたい、こう考えておるわけでありませぬ。

第三点の、世銀からの問題につきましては、実は御質問のお考え方、ちよつと違つたのでありまして、世銀は、この前、極東部の次長が参りまして、私は数時間議論をいたしました。再々編成の問題も、いろいろ話し合いました。ところが、リオーガニゼーションという言葉は、アメリカ人は国家管理をやるとか、いろいろなそういう言葉にとつておるのであります。われわれが、実は合理化を目的として考えておるのだということ、初めて了解したような状況であります。従つて、先般、広域運営の会社の答申案、そういうものについての翻訳したものをくれ、あるいは料金問題についての意見をよこせ、こういうようなことがありまして、誤解があると思つて、いろいろ事情のわかつた者を説明にやるともつてあります。向うの疑問としておられます点は、合併とか、そういうものが早急に行われる、あるいは国家管理されるというようなことであります。世銀としては借款に対して疑問を持つ、こういう意味合いだろふと思つておられます。その点は、十分了解を得るようになりたいし、ぜひとも借款の成立を見たい、かように考えております。

○佐々木(長)委員 少し明瞭にお答えを願ひたいのでありますが、通産大臣は、今、アメリカ大使館の人と言われましたか、世銀の人と言われましたかと会つた際に、こういう話をされたといふふうには申されませんでした。しかしながら、私のお尋ねしたのは、きよりの新報に出ておられます、世銀当局から、アメリカ大使館を通じて、今のような話を正式に持ち込まれたのかどうか、その事実から、お答え願ひたいと思ひます。

先ほど大臣からお話がありましたように、先般、世界銀行の電気関係の調査担当者が参りましたときの会議の内容、それから極東部の次長が見えまして、大臣と会談されましたときにおきまして、いずれは政府当局者と、料金政策の問題その他について、一応ディスカッションをする段階がくるかもしれないといふことは、予告があつたのであります。その後、調査団が参りまして、先般世界銀行の方から資料の要求が、これはワシントンの日本大使館を通じてあつたわけでございます。それは、ただいまお話しになりましたように、いわゆる広域運営に関する九電力側の未定稿の最初案でございます。その翻訳、それから料金制度調査会に関連するものでありますとかいふようないろいろな資料の要求でありまして、従つて、これに非常に重大な関心を示していることは、事実でございます。それで、今回言つて参りましたのは、関西電力との交渉をまず始めたい。この日取りは十七日、昨日から、関西電力の副社長が現地に参りまして、折衝に入つております。それと並行して、日本政府の相当権限のある者に来てもらつて、料金制度の内

容なり、今後の方針なり、あるいは広域運営の内容に関する説明等を求められたのであります。従つて、日本の電力政策に疑義があるとかいふふうな、つまり、そういう批判的意見は、全然言つてきていないのでございまして、ただ要するに、政府当局者に来てもらつて、並行して審議をしたい、こゝろいつてきたわけでありませぬ。従いまして、急遽手続をいたしまして、今井参事官を、二十七日に開発銀行の理事と一緒に立たせまして、数週間向うに行つて検討する。今の見込みでは、関西電力等につきましては、大体スムーズに話は進んでおります。あと北陸電力、中部電力、逐次審議に入るといふ段階でございます。

○佐々木(長)委員 今、小出局長のお話によりまして、きよりの新報の記事とは、非常に違つておると思ひますけれども、その新報の記事とは違つたといふことを、はっきりと承認されませぬか。つまり、第一には、従来の二十八年の火力借款についてさへも、保証を求めてきておるといふこと、それから今後の一億八千万ドルの水力借款については、こういう問題であるので、交渉中の水力借款問題についてはその話を進めたいといふような意向が、アメリカ大使館を通じて表明されたといふことでありませぬけれども、それは記事とは全然違つたといふ意味ですか。

○小出政府委員 新報の記事を、私も読みまして、その表現の仕方等におきまして、やや誇張と申しますか、事実と多少違つた点がございませぬ。一つは、今御指摘になりました、今後交渉を進めたいといふようなこととは、全然違つておると思ひます。

○佐々木(長)委員 今、小出局長のお話によりまして、きよりの新報の記事とは、非常に違つておると思ひますけれども、その新報の記事とは違つたといふことを、はっきりと承認されませぬか。つまり、第一には、従来の二十八年の火力借款についてさへも、保証を求めてきておるといふこと、それから今後の一億八千万ドルの水力借款については、こういう問題であるので、交渉中の水力借款問題についてはその話を進めたいといふような意向が、アメリカ大使館を通じて表明されたといふことでありませぬけれども、それは記事とは全然違つたといふ意味ですか。

○小出政府委員 新報の記事を、私も読みまして、その表現の仕方等におきまして、やや誇張と申しますか、事実と多少違つた点がございませぬ。一つは、今御指摘になりました、今後交渉を進めたいといふようなこととは、全然違つておると思ひます。

ら、火力借款の問題にも、言及はいたしておりませぬ。ただ、先ほど申しましたように、広域運営の問題につきましては、多少誤解があるのじやないか。つまりリオーガニゼーションを、あるいはリアロケーション、テリトリ、つまり供給区域の再編成といふふうに誤解をしている。向うの言葉じりから申しますと、そういう関係もございまして、その内容は、よく説明してやらなければならぬのじやないか。それから、料金問題につきましても、政府の方針を説明しなければならぬといふ段階でございます。それから、アメリカ大使館ではございませぬ、アメリカにある日本大使館を通じてでございます。

要するに、それだけのことでありまして、世界銀行としては、今、何らかの意思表示をしてきたわけではございませぬ。いろいろな資料の要求なり、ディスカッションの項目をいつてきたのであります。従いまして、その点から推察いたしますれば、もしも、この広域運営の問題なり、料金問題が、先ほど大臣もおっしゃいましたような非常に変わった方向にいくといふことになれば、向うは非常に重大な関心を示し、あるいはその結果いかによつては、障害を生ずるといふふうなことは、言はずけれども、現在、世界銀行の方から、そういうふうな意思表示をしてきたといふ事実がございませぬ。ただ、こういう点についてディスカッションをしたいといふてきたわけでございます。

○佐々木(長)委員 そすると、その点は、新聞記事とだいぶ違つたので、第一、料金問題、再編成の問題、これは大きな問題であります。今後についても、

書でいうてきたのか。文書でいうてきたのなら、われわれに見せていただけませぬか、その辺をちよつと承わりたい。

○小出政府委員 文書でいつてきたわけではございませぬ。在米日本大使館から外務省への公電として、世界銀行当局からこういうふうな申し入れがあつたから、至急政府の担当者を派遣するよりにと、こゝろいつてきたのであります。

○佐々木(長)委員 その辺のいきさつは、わかりました。次にお伺ひしたいのは、これの実質的な内容の問題は、要するに、再々編成と称せられる問題と、それから料金問題と、この二つの見通しのつかぬところにある。従いまして、この問題についてのディスカッションを要求されたのらうと思ひます。同時に、そのことは、アメリカに行つてディスカッションするだけではなく、日本の電力界においても、あるいは日本の経済界においても、もつと早く解決を要請されていた問題、その問題以外に、私は一歩も出ていないと思ひますが、通産大臣、いかがですか。

われわれとしても、決しておろそかにしておるわけではありませんので、ただ一方におきましては、早く電源の開発をするという、また一つの見直しを持ちませんと、いろいろな問題も片づかない。こういう点もありますので、早急に結論を出すという意味合いではないと思つておられます。しかし、もうすでにきまつておられます問題等につきましては、十分結論なり、見直しは、これは話していかねければならぬと思つておられます。

○佐々木(長)委員 その問題の根本でありますところの再々編成の問題の内容、並びに料金問題の内容につきましては、これから八木君と二人で、また具体的に質問しようと思つておられます。ただ、その前提として私がお伺いしておきたいのは、これらの問題は、ずいぶん前から私どもは通産省内、むしろ閣内において統一した方針を立てられたい。でなければ、アメリカが金を貸すとか、貸さぬとかという問題のほかに、日本経済自身が混乱するし、日本の電気事業自身が戸惑つておるのではないかと、これは早くきめられなければ困るのではないかと、私どもは再三再四要求したものであります。にもかかわらず、今の状態にきて、まだ見通しがついておらないというところを外国から見れば、非常に日本の電気事業が不安定な状態にある、こういうふうに見えるのは、私は当然のことだろふと思つておられます。それに対して、通産大臣は、はっきりした責任を感じておられるかどうか、承わりたい。

〔委員長退席、笹本委員長代理着席〕

○前尾國務大臣 ただいまの段階としましては、広域運営というところで合理化をはかりますことについては、もう大体態度がきまつておるわけであります。また料金問題につきましても、一応の結論は、もうすでに出ておるわけであります。その結論に従つて、若干の申請もいたしておるのであります。大体におきまして、この際のアメリカの問題としては片づくと思つておられます。しかし、将来の問題としましては、これは重大な問題であります。従つて、直ちに現在結論がつかぬということも、これはやむを得ません。料金問題につきましても、なお一年がかりで、根本的に検討していかねければなりません。再々編成の問題も、これはいかなる場合も、事情の変化がごんどんごん起るものでありますから、今後におきましても検討し、そのとき、そのときに即応する制度をとつていかねければならぬことは、申すまでもないことであります。

○佐々木(長)委員 私は、たびたび企画庁長官と並んで答えて下さいと言つてきて、そのチャンスは得られないうちにきています。企画庁長官はまだ見えないうし、仕方なしに通産大臣だけを追及しては、いかにありますけれども、そのうちにきまるといふ話でありますけれども、現実には正面衝突されていることとは、だれでも知つておる。そういう状態であつて、それが、単なる事務的な話のような形に答弁されることは、私はよろしくないと思つておられます。料金の問題は、通産大臣の権限であるといひましても、内容のいかんにかかわらず、これは閣議においてはつきりと方針をきめなければならぬ問題なのです。それがごたごたしておることに、今、重大な問題の疑惑を受けているものがある。同じ意味で、今、通産大臣は、そういうふうな手続上、あるいは言葉の相違だとか、翻訳の云々だとか、うまく言葉が通じないのだとかいふようなことで、世銀側との誤解を、誤解であるから解けろやな話をされますけれども、通産大臣自身はつきりと伺ひますが、通産大臣自身は、ともかく、当面仕方ないから、一歩前進くらいな意味で広域運営に発足すると言われました。そして、広域運営に発足するけれども、今後検討するのだ。さらに検討を加えた後に、あるいはさらに考えた後に、変えなければならぬものがあったら変えるのだというふうなことを、今、話をされた。そのこと自身は、私は電気に相当関係しておるつもりでありますけれども、そのまま今の通産大臣の言葉を、私が了解しておるのと同一程度にアメリカ側が了解したならば、電気事業の現在に対する不安定性は、まことに強い印象を与えます。その不安定な非常に強い印象を与えることでもつて、まだあなたは、言葉のやりとり、翻訳が工合が悪いとか、いいとかいうことで、解決され得ると思つておるのですか。現実には新聞を見ましても、通産省では、どうやら広域運営という問題は、単なるコストを軽減する合理化の問題であつて、従つて、合併だとかなんとか、そういう再々編成の問題ではないのだといふことで、アメリカ側、世銀側に了解を求めようとしておるやうに考えられる。しかし、今あなたが私に対して答弁されておるものは、そういう形式的なものではなくて、根本的に電気事業の矛盾を

解決するために、われわれは決して勇氣を失つていない。しかしながら、一歩前進くらいの意味で、少しでも合理化した方がいいから、四月一日からとかく広域運営するんだ、こういう話じやないですか。四月一日から広域運営してみても、何らかの方法で検討を加れられて、三十三年度中にでも、その対策が明らかになれば、次の措置は当然考えられる。次の措置には、合併もあろうし、いわれるところの再々編成という方式もあろうし、いろいろな方式が考えられるといふことじやないですか、違いますか。

○前尾國務大臣 その点は、われわれも十分企画庁と議論をいたしておられます。将来の合併という問題は話しておるのです。ただ、リオーガニゼーションという問題は、アメリカにしましては、国家管理にするといふふうに最初受け取つたのであります。そういう問題は、なして、将来合併といふ問題があり得ることは、もう話しておるのであります。その点につきましては、その当時議論いたしましたときに、それは合理化の問題として、合併という問題が起ることは、別に異存があるやうな話はないのであります。要するに、国家管理とか、あるいは国営とか、こういうやうな問題を盛んに議論をいたしておりまして、またこの合併問題につきましても、今後の事態の推移、また経済情勢の変化といふことにつきましても、われわれとして、その事態々々に応じた制度をとつていかねければならぬといふことは、当然だと思つておられます。しかし、合理化は、極力促進しなければなりません。その合理化の促進につきま

して、どういふ方法をもつて進んだ方が、一番合理化が早いといふ考慮のもとにやつておるのであります。この点については、別にそんなにアメリカ側の話と違つては、私は思つておりません。

○佐々木(長)委員 現在の電気事業の諸矛盾を解決するための根本的な考え方という中には、必ずしも、現在の私企業形態を、最終的に推し進めるというよりは意味しません。合併という問題は、私企業形態の二つの会社の合併でしよ、しかしながら、この前も私が強く要望したのは、全国的な電気事業の運営を根本的に解決するために、前の再編成のときに、縦割り論、横割り論といふ話があつた。つまり、縦に地域と地域をなるべく広域に合併するといふ問題と、発送変配といふ中で、たとえば発送変は大筋のところを持つて、配電だけを私企業である。その他に分割するといふ問題とあつた。そういう根本的な検討が、七人委員会ではされてないではないか。従つて、今後検討される際には、当然にそういう問題も検討されなければならぬといふことを言つた。そうしたこと

が、今後もおそらくそういうことも検討されるであらうといふやうな感じが、河野さんも答弁されたと思つておる。してみるならば、現在、電気事業の根本的な問題を解決しようとして立ち向う場合には、これは通産大臣も、最近ずいぶん電気のことを勉強されておるやうに見えますから、おわかりになつておると思つておられます。単に今ある九つの会社を、三つずつ適当に合理的に運営しようといふ広域運営の問題と、その三つか四つかを合併

して、どういふ方法をもつて進んだ方が、一番合理化が早いといふ考慮のもとにやつておるのであります。この点については、別にそんなにアメリカ側の話と違つては、私は思つておりません。

しようというよりも一歩進んだように見える問題と、この二つだけが解決策ではなくて、第二、第三、第四の解決策も、ほかに当然あり得る。その中には、現在の私企業形態に対して、相対的な批判的な見方もあり得る、これは当然ではないですか。今よりも私企業形態が強くなって、三者合併した場合に、今と同じような形でその私企業形態を進めてよいかどうか。当然その場合には、政府の監督権を強化されなければならぬというような問題が出てくるでしょう。この強化というのを進めてきて、全国的に発送の部分をもっとうまく融通をせしめようなどと、今、電源開発会社あたりで言うておる案を、少し推し進めてやるならば、あるいは相当広域にわたるとしても、特殊会社によるところの全国的な発送電会社みたいな構想もあり得るわけですが。そういう問題も含めて当然検討するということですが、私は今の検討の中に入ると思う。そうすれば、今アメリカ当局、あるいは世銀当局が心配しておるような、形式的な国家管理か国有かということではないとしても、少くともアメリカの経済常識をもってするところの私企業形態がそのまま深まるといふ感じとは、違った面もあり得るといふことになってくるわけですが。当然そうなるのでしよう。そのことが全然なしに、現在の再々編成問題なり、現在の電力矛盾というものを解決し得るということが、あなたを考へられますか。そうなつてくれば、当然に、この問題は根深い。従つて、ここで相当はつきりした態度をとらなければ、世銀当局に、ものを言うのでも、ほんとは、口先だけでいいかげんな

ことを言われぬとも限らぬ。その場合には、国際信用の問題もありますから、むしろ、私は世銀問題を契機として言うわけではございませんけれども、その前に、なぜかという問題が方針を立てられないかと言つて何ほ追つても、ぐずぐずしておつてこまできた。どうせこまできたのだから、もつとはつきり通産大臣答弁して下さい。今言うように、単なる言葉でリオーガニゼーションという言葉が、国家管理という内容を含むか含まないかという、そういう形式論ではなく、現在の電気事業を、本格的に検討を加えるならば、このままの私企業形態でいいか、どうかということになるのは、当りまえの話ではないですか。この問題を抜きにして、現在の電気事業の再々編成なり、電力矛盾なりというものを考へられますか。もう一べん所見を承わりたい。

○前尾國務大臣 政府の監督権を強化するとか、その程度の問題はありましよう。あるいは再々編成につきましても、私は、ただいま縦割り横割りと議論は必要ないと思つておる。これは必ずいふん検討しておるのであります。われわれとしましては、今後、地域別にどういふふうに合理化をはかり、あるいは場合にによりましては合併まで進んでいくか、これは原子力の受け入れその他の問題とも関連すると思つておる。そういうような考え方によつておるのであります。根本的といつても、それは限度がある問題で、アメリカで考へているようなことは違ふことを、先ほど来から申し上げているのであります。

○佐々木(良)委員 縦割り横割り必要なし、検討を進められると言いますけれども、どこで検討を進められましたか。七人委員会、一べんでも検討を進められたのか。私、一べんも、そういう記録を見ておらないのです。あなた一人できめておるのじゃありませんか。どこで検討を進められましたか、伺いたい。

○前尾國務大臣 これは、通産省として、長年研究いたしておるのであります。

○佐々木(良)委員 通産省といたしまして、長年研究いたしたその結果が、縦割り論は必要なし、あるいは横割り論は必要なしという見解に基いて、その方針に基いて七人委員会に議題として出されましたか。

○前尾國務大臣 七人委員会は、そういう意味合いの委員会ではなしに、先般の——もちろん縦割り論、横割り論も、九電力側の考へ方にあつて、そういう答申が出れば、それは検討していただくことになっております。いわば七人委員会と称するものは、九電力のいろいろな案に対する批判という意味で、やつていただいておりますのであります。その前提には、これはあらゆる要素を含んでやられた検討だと思つておる。

○佐々木(良)委員 それでは、もう一べん根本に立つて承わりますけれども、通産省としては、現在の電気事業の諸矛盾を認めて、この諸矛盾を解決するために、積極的な態度をとられなかつたのですか。あくまでも、九つの電気会社が、自主的に何か矛盾を発見して、それを解決しようという案を出したので、その案にのつたのみ検討を進められておるのか、もう一べん承わりたい。

○前尾國務大臣 通産省としまして、また党として、その問題を取り上げてきたわけでありまして、その報告に基いて、また九電力に諮問をし、考慮を求めたわけでありまして。

○佐々木(良)委員 その問題を取り上げたときには、縦割り論、横割り論は解決しておつた、こういう見解ですか。

○前尾國務大臣 縦割り、横割りの議論も、すいぶんやつておつたわけでありまして、現在におきましては、

○佐々木(良)委員 これは、これ以上突き詰めて追ひ詰めても、無理だと思つておられるから、むしろ本格的に、通産大臣の諮問機関なり、あるいは企画庁長官の諮問機関なり、そういうところで再々編成が論じられる際には、当然この問題にさかのぼつて議論されるに違ひないと思われるのであります。そうすると、これが何にも議論されないままに、むしろこの議論をおそれ、電気会社の方は広域運営論というものをもち出した。むしろ、縦割り、横割りの議論が、本格的なところで行われることをおそれ、その議論を封する意味で、電気会社の方から広域運営論なるものを持ち出してきて、そうして、自主的な問題解決案と称して問題をあげてきた。七人委員会が、それだけを受けとめて問題を解決しようというふうな検討を進められた。従つて、私は、根本的に言うならば、七人委員会にしろ、あなたの方の党のやり方にしろ、通産省内のやり方にしろ、再々編成という、本来の電気事業の根本的な問題を解決するといふ態度に、非常な矛盾を感じておる。そういうふうな電気事業の本格的な問題解決のための熱意が、うかがわれなかつたと思つておる。しかしながら、現在それを取り上げるのには、あまりにも政局が不安定過ぎる。こういう政局の不安定な際に、こういうふうな、河野企画庁長官の取り上げたような問題の取り



上げ方をすると、結果として、いいことであるか悪いことであるかに對して、私は非常に大きな疑問を抱いておる。ほんとうは、追究したくてもうずいずいおつておるけれども、やったら、かえって妙な結果だけが出はせぬかと思つて、私はむしろ問題を留保しておる。そして、それでもまだ一歩前進と言われるから、広域運営でも、確かに今よりは一歩か半歩前進する面があるかもしれない。後退する面があるかもしれないと思つて、四月一日から広域運営をやられようという態度に對しても、反對の態度はとつていない。しかしながら、あくまでも、通産大臣の手ににおきましても、あるいは党のしかるべきところにおいては、電気事業の基本的な問題解決のための検討が進められるに違いないし、進められなければならない。特に良心的な通産大臣では、おそらくこれは満足できないはずだから、何らかの方法で根本的な検討を進める別な方針を決定されるに違いない。私はそれを待つてゐるわけです。従つて、別な方針なり、別な問題が検討されるといふことになるならば、四月一日から広域運営として発足されることも、まあいいでしょう。しかしながら、その別のところで検討されるべき問題の中には、当然縦割り論から横割り論、私企業運営論から本格的な国有運営までを含めての全部の問題が、そこでは検討されるに違いないと私は思つておる。そうしたところが、今の御答弁では、世銀の方からしかられるから、仕方なしにみないな答弁ではありますけれども、電気事業

の根本的な検討といふのは、九つの電気会社から出てきたところの広域論だけを取り上げて検討するのが、検討の最終的なものであつた、あるいはそれがすべてであつたみたいな答弁をされるのでは、私は困る。だから、ここではっきりと、どつちをやらされるのか。電気事業に對しまして、矛盾を解決するための熱意を示されて、なお検討を進められるつもりなのか。そうではななくて、初めから電気事業の矛盾を解決する熱意を欠かれておつて、電気会社から言うだけの問題を取り上げられて、問題を糊塗されようとしておるのか、これは方針をはっきりしてもらはぬと困る。それによつて、そういうような問題が、はつきりと右左にきまつてくるわけだ。

○前屋國務大臣 私、決して電力問題の根本的な解決をちゅうちよしてやるわけでもなんでもない。検討は常にやつていかなければならぬ問題だと思ふ。また通産省におきましても、従来から、縦割り横割りは検討してきておるのであります。これは、そのときの段階に應じ、また根本的に常に考え直しながら、考へていかなければならぬ問題であります。今後におきまして、あらゆる問題を日常検討し、そのとき、そのときの状態に應じて、一歩でも前進するといふことについての検討は、怠つてはならぬのであります。私は、今後におきましても、決してただそのときのお程度の問題にこだわつて、たゞいまの段階におきましても、この際において一歩前進して広域運営をやるべきだといふふうに考へても、またそういう結論も出て多つた次第であります。

○笹本委員長代理 この際、議員八木昇君より発言の申し出があります。これを許すに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○八木昇君 今の問題に關連して、一点お伺いしたいのですが、今度の広域運営などというものが、電力会社方面から言われ始めたについては、やはり大きな政治問題にもなりましたし、いろいろな世論というものが非常に高まつてきたために、苦肉の策でそういうことを電力会社が考へ始めた、こう私は思ふのであります。しかし、その広域運営のやり方によつてさへも、電力会社側が言つておるところによれば、昭和三十三年年度までの間に百万キロワットの発電設備に相当する分だけの電力の節約ができる。金額に直しますとその後いろいろ言ひ方が多少変化してきましたが、一千億近くとも言ひます。今度の広域運営の実施によつて、少くとも年間百四、五十億圓くらいは節約になる、こういうことを電力会社が言つておるのです。それだけのものが浮いてくると言つておるわけですが、そのことを逆に言ひますと、今まで九分割された運営を数年やつてきたわけですが、そのために、年々金額に直せば百何十億圓かの貴重なものを、結局むだにしてきたといふことを、電力会社自身が告白しておるというところになるわけがございませう。

いいかといふことを当然検討せらるべきはずであつたと私は考へるわけですが、そうしますと、広域運営などといふ不徹底なやり方ではさへも、これだけの節約ができるとするならば、これを縦割りが横割りか、どういふことにならぬか知らないが、もつと一歩突き進んだ措置をとるならば、これは大きな国家的利益になることは明瞭じゃありませんか。しかも、この電源開発やその他につきましては、国の貴重な金を年々投融資をしておるのです。今後ますますそれがふえていく。こういうことを考へる場合に、通産大臣としてなつておるのか、この際明確にしておいてほしい。今、電力会社が、広域運営といふものによつて、年間百数十億の節約ができるなどと言つて、おることには、まことにけしからぬことだと私は思ふのです。その点、電力会社の責任問題についても、どうお考へになつておるか、お答へいただきたいと思ひます。

○八木昇君 關連して一点だけ。それは、答弁としては、何とか当りさわりなくお答弁になつておるでしょうけれども、これは、今度の広域運営によつても、九つの電力会社は、九分割当時の企業形態のままやるわけですから、九つの電力会社に分割された従来でも、その姿のまま公益的な立場といふものを、九つの電力会社が十分考へてやつていたとすれば、今この年間百何十億の節約ができるなどということは、言えないはずだ。これはけしからぬ話です。それで結局は、今までの数年間は、各電力会社がそれぞれ地域を独占して、なわ張り争ひを、明瞭にみずから暴露したものだと思へなければならぬわけだとして、今この電力会社が、広域運営で今までの矛盾を何とか解決してやつていくなどと言つたところで、今後実際にどういふふうに移していかかといふことは、およそ見当がつきます。でありますから、

第一類第九号 商工委員会議録第十八号 昭和三十三年三月十八日

この根本的な検討といふのは、九つの電気会社から出てきたところの広域論だけを取り上げて検討するのが、検討の最終的なものであつた、あるいはそれがすべてであつたみたいな答弁をされるのでは、私は困る。だから、ここではっきりと、どつちをやらされるのか。電気事業に對しまして、矛盾を解決するための熱意を示されて、なお検討を進められるつもりなのか。そうではななくて、初めから電気事業の矛盾を解決する熱意を欠かれておつて、電気会社から言うだけの問題を取り上げられて、問題を糊塗されようとしておるのか、これは方針をはっきりしてもらはぬと困る。それによつて、そういうような問題が、はつきりと右左にきまつてくるわけだ。

○前屋國務大臣 私、決して電力問題の根本的な解決をちゅうちよしてやるわけでもなんでもない。検討は常にやつていかなければならぬ問題だと思ふ。また通産省におきましても、従来から、縦割り横割りは検討してきておるのであります。これは、そのときの段階に應じ、また根本的に常に考え直しながら、考へていかなければならぬ問題であります。今後におきまして、あらゆる問題を日常検討し、そのとき、そのときの状態に應じて、一歩でも前進するといふことについての検討は、怠つてはならぬのであります。私は、今後におきましても、決してただそのときのお程度の問題にこだわつて、たゞいまの段階におきましても、この際において一歩前進して広域運営をやるべきだといふふうに考へても、またそういう結論も出て多つた次第であります。

○笹本委員長代理 この際、議員八木昇君より発言の申し出があります。これを許すに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○八木昇君 今の問題に關連して、一点お伺いしたいのですが、今度の広域運営などというものが、電力会社方面から言われ始めたについては、やはり大きな政治問題にもなりましたし、いろいろな世論というものが非常に高まつてきたために、苦肉の策でそういうことを電力会社が考へ始めた、こう私は思ふのであります。しかし、その広域運営のやり方によつてさへも、電力会社側が言つておるところによれば、昭和三十三年年度までの間に百万キロワットの発電設備に相当する分だけの電力の節約ができる。金額に直しますとその後いろいろ言ひ方が多少変化してきましたが、一千億近くとも言ひます。今度の広域運営の実施によつて、少くとも年間百四、五十億圓くらいは節約になる、こういうことを電力会社が言つておるのです。それだけのものが浮いてくると言つておるわけですが、そのことを逆に言ひますと、今まで九分割された運営を数年やつてきたわけですが、そのために、年々金額に直せば百何十億圓かの貴重なものを、結局むだにしてきたといふことを、電力会社自身が告白しておるというところになるわけがございませう。

いいかといふことを当然検討せらるべきはずであつたと私は考へるわけですが、そうしますと、広域運営などといふ不徹底なやり方ではさへも、これだけの節約ができるとするならば、これを縦割りが横割りか、どういふことにならぬか知らないが、もつと一歩突き進んだ措置をとるならば、これは大きな国家的利益になることは明瞭じゃありませんか。しかも、この電源開発やその他につきましては、国の貴重な金を年々投融資をしておるのです。今後ますますそれがふえていく。こういうことを考へる場合に、通産大臣としてなつておるのか、この際明確にしておいてほしい。今、電力会社が、広域運営といふものによつて、年間百数十億の節約ができるなどと言つて、おることには、まことにけしからぬことだと私は思ふのです。その点、電力会社の責任問題についても、どうお考へになつておるか、お答へいただきたいと思ひます。

○八木昇君 關連して一点だけ。それは、答弁としては、何とか当りさわりなくお答弁になつておるでしょうけれども、これは、今度の広域運営によつても、九つの電力会社は、九分割当時の企業形態のままやるわけですから、九つの電力会社に分割された従来でも、その姿のまま公益的な立場といふものを、九つの電力会社が十分考へてやつていたとすれば、今この年間百何十億の節約ができるなどということは、言えないはずだ。これはけしからぬ話です。それで結局は、今までの数年間は、各電力会社がそれぞれ地域を独占して、なわ張り争ひを、明瞭にみずから暴露したものだと思へなければならぬわけだとして、今この電力会社が、広域運営で今までの矛盾を何とか解決してやつていくなどと言つたところで、今後実際にどういふふうに移していかかといふことは、およそ見当がつきます。でありますから、

どうしてもここで抜本的な検討というものをやるように、通産当局が一つ踏み切つてやらねば、どうにもならぬと思つてますが、もう一度お答えを願いたい。

○前尾國務大臣 百億以上の節約というのは、将来にわたつての電源の開発の合理化とか、そういう問題にわたつてのものでありまして、過去においてそういうことであつたというわけのものではないのであります。先ほど来申しておりますように、常にそれは抜本的に検討していかなければなりません。通産省としては、最も公益に徹した方式は、どういふ方式をとればよいかという事について、決して検討を怠つてゐるわけではありませぬ。今後におきましても、どういふ方式をとるのが最もよいかということにつきましては、さらに十分努力し、検討し、それに対し善処したい、かように考えております。

○佐々木(長)委員 今の八木君の質問に対する御答弁を聞いておりました、前尾通産大臣の答弁は、さかさま向きに電気会社の意向に非常に遠慮されてゐるやうに聞えます。河野さんの話は、頭からあそこをたたくつけよといふふりに聞えるし、あなたの話はさかさまに初めからあそこを何とかカバーしようといふやうに聞えますが、それはまことによろしくないことだと私は思います。特に、今の八木君の言われた問題は、私自身も明らかに感じてゐることでありますけれども、広域運営をやれば八十万キロも一ぺんによくなるし、百億も余るみたいな話、あれは行き過ぎです。そういう行き過ぎを、あなたはカバーされる必要は

ちつともないのです。そんなばかな話があるのですか。そういうことであつたならば、これまで本格的な運営をやつておつたのかと、企業責任をなせあなたは追及されないのですか。今度の広域運営なるものの前文を読んだら、ごらん下さい。頭のいい人が書いたものだから、ぐるぐる結論はどうなつてゐるか分からないやうになつてゐる。結論はこうなつてゐるのです。これは再編成の結果ではありません。現在の電力事業の運営は、再編成の結果では断じてありません、その影響は一つもありません。それからわれわれの責任でもありません、すべては電力政策の責任であります。本質的に説めるものは、それです。あれをよく読んでごらん下さい、そういうことになつてゐる。だから、あなたが一番最初に取上げてやられた再編成の問題は、政府としてやられた再編成の問題を、もう一ぺん吟味されるか、あるいは、そのもう一つ前に一番端的にやらなければならぬ問題は、私企業の責任者たる九つの電力会社の経営責任を追及したか、しなかつたかということだと思つて、これは株式会社です。石炭会社を見てごらん下さい。同じやうな公益事業だとかあなたと言われているけれども、これは来年は赤字にきまつてゐるみたいなもの、言ひ方を、石炭会社がして、ごらん下さい。新聞屋さんでも一番先に書くのは、「〇〇鉱山の社長さんは今度は首か」というくらい見出しを書くのが、普通の新聞屋の常識です。それを電気事業に限つては、完全に私企業の形をとつておりながら、来年はまっかな赤字です。その責任はあげて政府にあり、再編成、再々編成の責任でもな

んでない、おれは一つも責任がない。こういう言ひ方が平気でやられておるのに、その言ひ方を百パーセントといつていいほどカバーする立場をあなたにとられては、問題の根本的な解決に本気になつておられるかどうかという事に対して、大きな疑問を普通の人が抱くのは当りまゝな話です。相手が河野さんだから、おかしいんじゃないかとわれわれも考えますが、あなたの立場も少しおかしいんじゃないかと、さかさまに見ますよ。もう少し前尾通産大臣としては、すつきりした立場をとつてもらいたい。大体、今の電気事業の根本的な問題、最大の盲点は、今の経営責任をどこからも追及できないところにあるのです。私企業だと言われれば、政府もあまり追及できぬのです。株主が、どれだけ株主総会であそこを追及してゐると思つておられますか。赤字は黒字だと、わあわあ言つていますが、一割くらいの配当はちつとも動きがないじゃないですか。それでもって、私企業でござい。私企業という事は、うしろの出ばつた自動車に乗ることかと思つたくらいです。何も私企業らしい格好をしてい

はせぬじゃないか。そして、責任は全部政府だ、政策だとおつかふせられておりながら、あなたはちつともその責任を追及してないじゃないか。来年はまっかな赤字だといつて、雨が降るか降らぬかわからぬ、どうせ水商売だ。まっかな赤字だと言われれば、ほんとうにそうかなあと思つて、電気料金を値上げしなければ、世の中がひっくり返るやうなことを話しておる。河野さんの話も、少し約束が違つておかしいかもしれぬけれども、あなたの問題の

取り上げ方は、あなたは良心的だろうと思つけれども、本格的に問題を解決しようという立場をとられるならば、もう少しラジカルでなければならぬ。公益企業としてあなたがそれを監督されておる立場であるならば、現在の責任者に対して、もつと厳格でなければならぬ。問題の取り上げ方がラジカルであり、現在の運営に對しては、もつと本気の立場で、もつと厳格に臨むならば、われわれはこの問題に對して、もつともつと取り上げ方が違ひます。大体、今ごろわあわあ言ひ、ベキときやありません。どうせ解散にきまつてゐるやうなときに、こんな大きな問題を、があが言ひ、まことに問題がこつこつと格好で取り上げられるといふことは、むしろ電氣界に育つておるから、非常に不満を感じる。かてて加えて、最近における、これはあなたじゃなければ、エネルギー政策として、この間も私は言ひ、たけれども、炭主油政策といふ。とんでもない、何を今ごろ根本方針を言ひ、エネルギー政策の根本を言ひ、はつきり問題を出してから言ひなさい。そして、この間も言ひ、たように、去年私はあれだけ追及しても、ちつとも標準炭価なるものをきめずにおつて、二月ごろになつてから追認するなどという格好でできておいて、そして、しわは、ほかの弱いエネルギーなり、あるいはさかさまにエネルギーから一般の大衆なり、弱小企業なりに寄せていく。こういう状態にしておいて、つべこべ言ひわけしたつて、だめです。今、八木さんが言ひ、たように、もう少し根本的な態度を持していただ

くなり、もう少し指導性を發揮して問題にぶつかなければだめです。でなければ、河野さんの力に負けてしまふのは、当りまえの話だ。その辺、もう少し担当責任者として、はつきりしてそれに対すると同じ態度で對されて、だめにきまつてゐる。今のやうな、あつちこころび、こつちこころび、広域運営といへば、一歩前進だろからといつて、そして根本的には、今の縦割り、横割りも含めて混淆せざるを得ない。それは先の話だといふが、長期借款は二十五年ですよ。二十五年の長期借款をしようとしておるから、世銀としては、相当根本的に問題を検討しなければ危ないのではないかと見ておる。それに対して、何か通訳が悪いみたいな話で、一年の見直しさえもつかないやうな、電氣事業に対する態度というもので、何の話ができますか。これは、もう時間がなせそうでありませぬ、私はこれでもやめますけれども、もう少しちゃんとした態度をとつてもらいたい。

最後に、これだけ聞いて、やめておきます。ぐずぐずして四月に間に合わなかつた場合、三十三年度の財政投融資のほんとうの動きに間に合わなかつた場合は、一億八千万ドルですか、これの穴埋めはどういふやうな措置でやられるつもりか。少くとも三十三年度の開発計画、あるいは三十三年度を基幹とする五カ年計画に對して、絶対にひびは入れさせない、世銀借款がうまくいかなくても、必ずやれるといふ見通しを持つてでなければ、長期計画は立たぬと思ひ、たつて、どういふ方針でやられるか。それだけ聞いて、あまり



いやみばかり言いますから、これでやめておきます。

○前尾国務大臣 従来のいき方につきましても、そのときのそれぞれの大臣が、一番明確に監督をいたしておることだと思います。私は何も電気会社の利益擁護とか、そういうことを考えておるわけでもなんでもありません。そのときの一番しつかりした監督をやっていくというところにつきましては、何ら異議はございません。ただ、物事というものは、段階を追って考えていかなければならぬ。そのとき、そのときの事情に応じて考えなければならぬということをお願いしておるのでございまして、世銀借款の問題につきましては、これは何としても借りなければならぬ、そうしませんと大きな損を生ずると思えます。もし借りられないという場合には、なりましたならば、これはまたそのときの事態に応じて、あらゆる財政投資の問題も検討しなければならぬ。こういうことに相なると思いますが、今のところは、何としても借りなければならぬ、また借りるということに全力を尽す、かように考えております。

○佐々木(實)委員 相手のあることですから、もし借りられなかった場合、電源開発を遂行するための計画を変更しないだけの準備がありますかと聞いておるのです。努力をされるのは、当然りまえる話だ。しかしながら、相手のあることだから、資金計画にそごを来たさないように、それだけの準備がありますかと聞いておる。はつきりお答えを願いたい。

もう一つは、今の言葉でありますけれども、電気会社の企業責任は波及されまますか。ちつとも波及されていな

いじゃないですか。この二つだけ、もう一べんお答えを願いたい。

○前尾国務大臣 これは全然そごを来たさずにいくというわけには参りませぬ。これはもう率直に申し上げて、その通りであります。しかし、もし借りられぬという事態になれば、これは全部繰り直すべきものであります。それにつきましては、他のものを削るなり、あるいは市中金融機関なり、他の機関を動員してやっつけていかなければならませぬ。

それから、私企業であります九電力に対する責任という問題につきましては、何らしんしゃくするところなしに、追及すべきものは追及していくというところについては、これはもう常に考えておることでありませぬ。

○八木昇君 時間がなくて残念であります。実は、電気料金問題について、お伺いしたいのであります。これは相当こまかい点にもわたりますので、相当時間を与えてほしいと、実は私は思っております。ですが、できる限り簡潔にお伺いしたいと思っております。

はもうけておる。しかも、去年のごときは、非常に豊水で、電力会社も経営内容がよろしい。特に東北、北陸は、去年の豊水によって非常に経営内容が、一ころよりは改善をされておる。従って電気料金の値上げはこの際やるべきでない。しかも、電気料金値上げは、各種物価の値上げに影響を及ぼす。また国民全体が電気消費者であるというところを考えた場合でも、軽々にこの電気料金の値上げはやるべきでない。大体そういう主張が、河野大臣の主張のようでございます。こういう主張に対して、通産大臣としては、一体いかなる見解と主張をもつて、あくまでも料金値上げをやりたいとお考えになっておるのか。まずその根拠を端的に明らかにしてほしいこと、第二の点は、もう時期が迫っておりますので、河野大臣との間の意見の調整は、あくまでもおつけになると思いますが、どうしてもつかない場合には、通産大臣はあえて料金値上げを断行されるつもりであるか、この点を明らかにしておいてほしいと思っております。

○前尾国務大臣 第一点の、料金値上げの理由をいたしましては、なるほど本年度は非常に豊水でありました。従って、幸うじて赤字は出さずに済むんじゃないか、こういう推定になっております。しかし、それで利益がうんと出たという状態ではないのでございませぬ。また来年度におきまして、本年度と同じような豊水が期待されるわけではありませぬ。ただいま値上げをしても、相当の赤字になる。これを従来の既定方針通り値上げをしないということになりましたら、赤字はさらに多く出るわけでございます。また、すでに世銀

借入金についても、申し込んでおるのではありません。その受け入れの内容につきましては、もう値上げは当然許可されておるわけでありませぬから、それに従っての計画が、すべて進められておるわけでありませぬ。またそういうことで電源開発をすれば、将来においての値上げをせずに済むんじゃないか、こういう予想も立てられておるわけでありませぬ。すでに計画は、既定の事実として来ておるわけでありませぬ。さらに、物価に対する問題もありませんが、これは率直にいうと、全然物の価格に響かぬというわけのものではないと思えます。しかし、すでにそのことは予想されて、大体において耐えられる値上げであるという判断のもとにされたのでございませぬ。また現実問題として、値上げとしての物価に対する大きな影響があるとは、私は考えておりませぬ。また御承知のように、米の値上げ等におきましても、それは影響も与えておらぬというよりな事実から考へましても、今度の値上げが、値上げといいますが、既定方針通りに行つて、そんなに物価に響くものではないに、むしろこれは計画性をもつて考えていくべきものだ、かように考えております。何としても今回は従来通り、常に計画性を持って、今後の開発もやっていたかなければなりませんし、広域運営につきましても、強い態度でいかなければならぬ。それにつきましても、既定計画については、われわれとしてもそれを守っていくことが本来の筋だ、かように考えて、強く主張いたしておるわけでありませぬ。

○八木昇君 私の質問をいたしました第二点の、河野大臣との意見の調整の

点については、お触れにならなかつたのであります。もし今度強引にそれをやられるとすれば、おそれるべきところが、いろいろ問題が、将来とも尾を引いて、いろいろとごたごたすることになると、思ふ。そういう点からいいますと、単に法だけをたてにとるのでなく、少くとも内閣の意見は一致して、処置をせられた方がよろしかろうと、私は一応思ふのです。それはそれといたしまして、今回かりに東北と北陸の値上げを、従来、三月末までは東北が一四・七八%、北陸が一四・八二%の値上げを、四月一日から一七・八%と一八・四%に上げる。かりにこういうふう

に東北、北陸の値上げをしたとしたところで、東北電力と東京電力、それから北陸電力と関西電力、こういう電力会社相互間の企業格差というものは、これによって解決しないのではありませぬか。私がちよつと調べました資料だけによりますが、現在、東北電力は、湯水準備金を三億八千万円しか持たない。ところが東京電力は七十九億円も持っております。北陸電力の場合には四億四千万円の湯水準備金、関西電力は八十二億円も持っております。しかも、こういう企業格差がだんだん出てくる原因は、結局は需用の状態の変化が、都会地の電力会社に一年一年と有利になってきておるといふところにある。これも、数字を簡単に申し上げますと、東北の電力の供給区域は、東京電力の供給区域の二倍の広さがある。ところが、人口はちよつと東京電力の半分しかありません。しかも、こういう傾向はますます著しくなつていく。こういうことを考えますと、これは、かりに一時的に東北と北

九

陸の若干の料金値上げをしたところ、根本的には、電力会社相互間の企業格差というものの解決にはならぬ。それどころか、ますます開いていくことになると思うのです。が、こういう点について、どういってお考えをお持ちになっておるか。電気料金についての根本対策というものが当然考えられなければ、これは解決できないと思うのですが、その点について、お伺いをいたします。

それから第二の点は、第三者の人もみんな言っておりますし、電力需用家の人は、大口需用家であれ、小口需用家であれ、電灯需用家であれ、全部主張しておるのですが、電気料金は、少くともある程度の長期の安定料金であってほしい。それから最小限、電灯、小口動力などについては、電気料金は全国同一の値段でやってほしい。しかも、電気料金制度についても、全国的に統一した制度であってほしい、こういうことを希望しておるわけです。ところが、事実上は全くその逆なんです。短期不安定料金であって、電灯料金も小口料金も、電力会社によって全国全く料金が違う。電気料金制度も全く違う。北陸のごときは、新規の設備をしたものについては、特に高い料金をとる。同じ電力会社の内部においても、企業によって電気料金が違う、こういうようなことをやっておる。従って、この際、通産大臣としては、電気料金決定の根本方針というものを明らかにせられたい、ただ当面のつじつまをちよつと合せるような措置をするだけでは、だれも納得しないと思うのですが、その点の見解も、この際明らかにしておいてほしいと思います。

時間がありませんから、あともう一つだけ御質問して、終りたいと思っております。

○前尾国務大臣 各会社間の企業格差につきましても、われわれとしましては、料金制度を根本的に検討し、また広域運営を極力やりまして、それによつて格差をできるだけなくしたい。全部なくし得るかどうかという点については、そう簡単には参らぬと思ひますが、第一段としては、それによつて格差を少くしたい、かように考えます。

それから、料金制度の問題につきましても、お話のように、私自身、どういふふうにして料金が定められるのか、実はわからぬくらいむずかしいので、これではどうも皆さんが、不便ばかりでなしに、いろいろな問題があるといふふうにお考えしております。従つて、全国的に統一する。ただ問題は、要するに、東北とか北陸とかいふところは、画一的な料金にするかということについては、私はまだ結論を得ておりません。ある程度、資源の開発とかいろいろの問題がありましよう。その点については、全国一律料金ということが正しいかどうかについては、私は結論を得ておらぬのです。しかし、あまり開きがあることも、おかしいと思う。ただ、きめ方につきましても、統一されたものでいくべきだといふふうにお考えしております。これは料金制度調査会の結論を待たなければなりません、私自身は、そういうふうにお考えしております。

○八木勇君 最後に一点、きょうのところは、時間がありませんから、一応この一点だけで、とりあえず終つておきたいと思つております、今のお答え

の中で、少くとも民生安定に密接不可分のもの、電灯需用あるいは小口動力、こういうものについては、これは何としてでも全国一律化してやらなければならぬ。その一律化のためには、電力会社別に、無理な、それでは困難だといふ電力会社に手を打つ、こういうふうな根本的な施策を打ちまさんと、矛盾は矛盾を生み、さらに矛盾を生んで、最近の電力行政というものは、全くもつてなつておらぬですよ。八方めちやくちやくですよ。八方破れです。多少本で読んだ程度ですが、こんな日本のようななつとらぬ電力行政をやつておるところは、西ヨーロッパなどには一つもありません。これは何としても、いつか、どなたかの大任の時代には、必ずやつてもらわなければ、おそろくこれは大へんなことになつてきます。私はそう申し上げておきたいと思ひます。

そこで、最後の一点は、電気料金決定の権限は、法律上、通産大臣に專屬しておられますが、このことは、まことに封建的な日本の姿だ、こう思ひます。たとえば、鉄道の賃金にしても、たゞ、米の値段にしたつて、それでしよ、肥料の値段にしたつて、それでしよ、NHKのような、月額わずか何百円かの聴視料にしたつて、それでしよ。こういうのは、国会の議決、決定を要するか、あるいはちゃんとした審議会があつて、そうして国会議員もこれに参加し、消費者もこれに参加し、学識経験者も参加して、そうして料金、値段をきめる。ところが、重要基幹産業であり、全国民が多かれ少なかれ電気消費をしておる。しかも、国からは年々多額の投融資の

金が出ておるといふ電気について、通産大臣にオール・マイティの電気料金決定権があるなどという制度が、そもそもこういう不明朗な姿を生んでおる。そうだとするならば、現行制度のもとにおいて、通産大臣は、需用家の意思というものを代表して、電力会社に相対抗して、そこに一つの調和点を見出していくのが、通産大臣の責務でなくてはならないのに、事實は、どうも先ほどから聞いておりますと、その通産大臣は、電力会社から引き回されているような印象を受けます。一体こんな封建的なやり方が、いつまで許されるかと私は言ひたいわけですが、従つて、電気料金というものを、どういふふうな制度のもとにおいてきめるべきか。これは、今は前尾通産大臣ですけれども、そんなに何年もあなたが通産大臣をやられるわけではない。一国会議員に戻つたときに、必ずそういうことを考えられるはずですよ。電力に關係のある河野大臣です。また国会において相当有力者だと言われる人でさえも、幾らしゃちほこ立ちしたつて、通産大臣がかわりを振れば、全然その主張は通らぬといふ法の制度になつておる。こういうことについては、きわめて公平な公益的な立場から大臣の御見解を、この際承つておきたい。

○前尾国務大臣 電気料金について、安定した姿でいくべきだということについては、私も異存がありませんし、また電灯需用並びに小口動力料金について、全国的にできるだけ統一したいといふ点につきましては、私も異存はありません、大口電力等におきましては、山間僻地あるいは好ましい立地条件、こういうふうな配慮も必要ではな

いかというふうな意味合いからいたしまして、先ほど申し上げたような次第であります。また料金の決定につきましても、通産大臣の専管事項になつておるといふことにつきましては、今後、料金委員会等におきましても、いろいろ批判があると思ひます。私も、この姿のままがよいとは思つておりません。今後とも検討して、最も公正な価格が定められるようにするといふことについては、十分今後とも研究してみたいと思ひます。

○加藤(清)委員 議事進行。大臣にぜひ聞いておいてもらいたいのですが、御承知の通り、あなたの手元から提出されております重要法案が、目下のところだけで十ございませぬ。継続審議が五つ。しかもそれ以外、ただいまの電力料金のよりの、こういう重要案件が、あまた山積しておる次第であります。ところが、大臣ごらん下さい。あなたの方は、少くとも二十六人くらいはいらつしやならなければならぬはずですよ。ところが、きょうはお一人だけです。これで、審議が渋滞するとか、促進してくれとか言われたつて、無理です。私どもの方は、きょうも協力するために、午後三時から政策審議会を開いて、商工にかかつている案件をどうしよるかということ審議するのです。すなわち、協力するわけなんです。できるだけ協力しよるとしてはいるわけですが、ところが、これは協力のしようがないじやありませんか。これで通せ、通せと言われたつて、出ていらつしやるときは、いよいよ採決するときとか、宴会をするときだけですよ。それ以外は、ほとんど出ていらつしやらない。きょうあたりは、理

件、こういうふうな配慮も必要ではな

件、こういうふうな配慮も必要ではな

事が五人も六人もいらつしやるのであるから、せめて一人ぐらい出ていらつしやればいいのに、一人も出ていらつしやらない。野党の質問は聞きたくないというのか、それとも、電気料金というものは問題じゃないとおっしゃるのか、一体これでは、われわれは協力のしようがありません。しかもなお、本件に關しては、もう一月も前から、都合のよい折りに、河野さんとおそろいで御出席願いたいということで、河野さんの出席を要求しているにもかかわりませず、いまだかつて、河野さんは、本委員会に一度も顔を出されたことがない。しかも、経審のそれぞれの部局の方々も、ほとんど出られない。委員の非協力のみならず、大臣側の非協力、これでは、一体通せという方が無理じゃありませんか。私ども、きょう午後から、それについて検討する予定でおりますけれども、こういうことでは、通すことはできません。これについて、大臣は一体どう考えておられますか。

○前尾國務大臣 まことにごもつともでありまして、極力皆さんにお願いして、出ていただくようにいたします。

○笹本委員長代理 本日はこの程度にとどめます。

次会は明十九日午前十時十五分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

昭和三十三年三月二十二日印刷

昭和三十三年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局